

I 国、地方公共団体、公共・公益法人等に対する消費税の特例等

1 特例制度の概要

消費税は、国内において資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人を納税義務者としており、国、地方公共団体、公共・公益法人等も国内において資産の譲渡等を行う限りにおいては、営利法人と同様に消費税の納税義務があります。しかしながら、国、地方公共団体、公共・公益法人等の事業活動は公共性が強いものであることから法令上各種の制約を受けたり、国又は地方公共団体等の財政的な援助を受けるなど、営利法人と比べ特殊な面が多いことから、消費税法上、特例が設けられています。

国、地方公共団体、公共・公益法人等に適用される特例

	適用される特例			
	会計単位 (P2)	資産の譲渡等 の時期 (P3)	仕入控除税額 の計算 (P4~P18)	申告(納付)期限 (P19)
国（一般会計）	○	○	課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす	申告義務なし
地方公共団体（一般会計）	○	○		
国（特別会計）	○	○	○	○
地方公共団体（特別会計）	○	○	○	○
消費税法別表第三に掲げる法人※	—	△(要承認)	○	△(要承認)
人格のない社団等	—	—	○	—

※ 次のものは、消費税法別表第三に掲げる法人とみなすこととされています。

①	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第4条第1項の規定による法人である政党又は一定の政治団体
②	地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体
③	建物の区分所有等に関する法律第47条第1項の規定による管理組合法人
④	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
⑤	マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づくマンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合
⑥	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備事業組合